

居宅介護支援事業所 重要事項説明書 別紙料金表

令和6年4月1日改正

(1)居宅介護支援費

サービス名	取扱件数	介護度	(単位数)	利用料
居宅介護支援 I i 1	40 件未満	要介護 1・2	1,086	¥12,381
居宅介護支援 I i 2		要介護 3・4・5	1,411	¥16,086
居宅介護支援 I ii 1	45 件以上	要介護 1・2	544	¥6,202
居宅介護支援 I ii 2	60 件未満	要介護 3・4・5	704	¥8,026
居宅介護支援 I iii 1	60 件以上	要介護 1・2	326	¥3,717
居宅介護支援 I iii 2		要介護 3・4・5	422	¥4,811

(2)その他加算

サービス名	取得条件	算定条件	(単位数)	利用料
初回加算		1月につき	300	¥3,420
居宅支援入院時情報連携加算 I	入院時情報 連携加算	1月につき	250	¥2,850
居宅支援入院時情報連携加算 II			200	¥2,280
居宅支援退院退所加算 I 1	入院または 入所期間中 1回を限度	1回につき	450	¥5,130
居宅支援退院退所加算 I 2			600	¥6,840
居宅支援退院退所加算 II 1			600	¥6,840
居宅支援退院退所加算 II 2			750	¥8,550
居宅支援退院退所加算 III			900	¥10,260
緊急時等居宅カンファレンス加算		月に2回限度	200	¥2,280
通院時情報連携加算		利用者1人につき、 月に1回を限度	50	¥570
居宅支援ターミナルケア マネジメント加算		死亡日及び死亡 日前 14 日以内に 2 日以上在宅の 訪問等を行った場合	200	¥2,280

- ※1 居宅介護支援利用料は上記の通りですが、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- ※2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は、一か月あたり要介護度に応じた料金を一旦頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日区市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。